

令和 6 年 6 月 12 日現在

機関番号：15501

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13317

研究課題名（和文）議会法領域における憲法原理の展開可能性

研究課題名（英文）Possibility of Constitutional Principles for rules in the parliament

研究代表者

前裕 大志（MAESAKO, Hiroshi）

山口大学・経済学部・准教授

研究者番号：50845336

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）： 「会派案分比例原則の憲法的基础づけ（1）」山口経済学雑誌69巻3・4号39-70頁、「会派案分比例原則の憲法的基础づけ（2・完）」同69巻5号41-71頁、「議員の副業・副収入規律の憲法的論点（1）」同71巻5・6号47-67頁、「議員の副業・副収入規律の憲法的論点（2・完）」同72巻1号83-110頁、～「与党と野党」法学館憲法研究所Law Journal第29号120-141頁を公表した。～では、ドイツ連邦議会を素材とし、議会内部事項の規律について憲法の観点から検討している。では、議会政の鍵概念となる与党・野党という概念が日本国憲法下で有しうる規範的意義を検討している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究における研究成果の学術的意義は、会派案分比例原則や議員の副業・副収入規律といった、議院自律権のもと議会に広い裁量が認められる「議会法」分野における規律形成について、その許容範囲を確定・画定する「省察層」として憲法原理から導かれる規範的要請を明らかにする点にある。

また、こうした研究成果によって、議院の「自主性を尊重」しながら、その内部事項に対して憲法規範的観点から統制を加える余地が生まれることとなる。それによって、例えば裁判所による議会運営の規正への道が拓かれることなどが期待されるところ、本研究の研究成果には、現実の社会における議会政の健全化に資するという社会的意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：“Constitutional foundations of the principle of proportionality for members in the committee of the Parliament (1)” Yamaguchi Journal of Economics, Business Administrations and Laws, Vol. 69, No. 3 and 4, pp. 39-70. “Constitutional foundations of the principle of proportionality for members in the committee of the Parliament (2)” Yamaguchi Journal of Economics, Business Administrations and Laws, Vol. 69, No. 5, pp. 41-71. “Constitutional issues on the rules of secondary work and income of Diet Members (1)” Yamaguchi Journal of Economics, Business Administrations and Laws, Vol. 71, No. 5 and 6, pp. 47-67. “Constitutional issues on the rules of secondary work and income of Diet Members (2)” Yamaguchi Journal of Economics, Business Administrations and Laws, Vol. 72, No. 1, pp. 83-110. “Ruling Party and Opposition Party” Law Journal of Japan Institute of Constitutional Law, No. 29, pp. 120-141.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法 議会法

## 1．研究開始当初の背景

法学における従来の議会研究には、大別して、議会の「立法作用」を対象とする研究と、議会の内部事項（組織・手続・紀律など）を規律する「議会法」を対象とする研究がある。

このうち「立法作用」研究には、研究開始当初において既に、法哲学的・憲法学的・実践的観点から多様・豊富な業績が存在する状況であった（井上達夫ほか編『立法学のフロンティア1・2・3』（ナカニシヤ出版、2014年）など）。

他方、「議会法」研究では主に、議会制度に関する規範の解明を目的として、議会の組織構成・権限・手続などが比較法史的に検討されてきていた（大石眞『議院自律権の構造』（成文堂、1988年）など）。従来のこうした比較法史的研究は、議会法が、議会実践の歴史のなかで自律的に構築されてきたものであることに即した方法といえる。もっとも、かかる比較法史的研究においては、憲法の観点は後景に退いてきたという状況がある。その理由は、議会法の領域に関しては、実定憲法の定めにも乏しく、議院自律権に基づいて議会に広い裁量が認められる点にある。また、特に日本の国会に関して、議院自律権に対する制約の問題とされてきたのは、国会法と議院規則の関係であり、憲法との関係が争点となつてこなかったためでもある。

しかし、議院自律権のもと、内部事項の規律につき議会に広い裁量が認められるとしても、憲法規範による統制がありえないわけではない。憲法典の明文規定は勿論のこと、民主制原理や代表原理などの憲法原理から導かれる諸要請も、議会法の形成についての指針や限界を提供しうる。そして、議会法が議会実践のなかで自律的に構築されるものだからこそ、その許容範囲を確定する「省察層」（参照、原田大樹『行政法学と主要参照領域』（東京大学出版会、2015年））として、こうした憲法レベルでの要請の解明には重要な意義が見出される。ところが、こうした観点からの従来の研究としては、委員会の会議公開原則を代表原理などの観点から省察する研究（山本悦夫『国民代表論』（尚学社、1997年）第三章など）が存在する一方で、その他の事項については、研究開始当初においても未だ研究が進んでいない状況であった。

## 2．研究の目的

以上を背景として、本研究では、「議会法」領域の個別具体的な規律やこれをめぐる学説・判例を参照することにより、民主制原理や代表原理などの憲法原理が「議会法」領域においてどのように展開されうるのかを解明することを目的として設定した。すなわち、議会の内部事項に関する個別具体的な規律から議会法領域における諸原則や基本思考を剔抉したうえで、それらの憲法原理的意義を考察することにより、一方で、憲法原理が議会法領域の個別事項について有する規範的含蓄を明らかにし、他方で、そうした憲法原理から導びかれる規範的要請に照らして、議会法の形成に対する指針や限界を提供することが、本研究の目的である。

## 3．研究の方法

こうした目的を達成するために、本研究は、議会の内部事項の規律について、憲法の観点からの判例・学説の蓄積が多いドイツとの比較憲法的観点から研究を進める。すなわち、着実な研究成果を挙げるために、まずはドイツにおける豊富な議論を素材として一定の立脚点を確保した上で、日独の憲法および議会法における異同を踏まえて、日本における議会法領域での憲法原理の展開可能性を探究する方法を選択した。

## 4．研究成果

本研究課題の研究期間における各年度の研究成果は以下の通りである。

### (1) 令和2年度

令和2年度の研究成果として、前掲大志「会派案分比例原則の憲法的基礎づけ(1)(2・完) ドイツ連邦憲法裁判所判例における理論構成を素材として」山口経済学雑誌69巻3・4号(2020年11月)39-70頁、同5号(2021年1月)41-71頁を公表した。また、関西憲法判例研究会等の研究会において、このテーマに関係する報告を実施した。

上記の研究成果は、議会内部の組織構成、特に委員会等の合議体の人的構成に関する「会派案分比例原則」について、ドイツ連邦議会に関する実定法(基本法・議事規則・選挙法)や憲法判例、学説を手掛かりとしながら、憲法学の観点から省察したものである。ここでは、議会の機能性や民主制原理における民主的正統化の要請といった憲法ランクの抽象的要請が、選挙法や議事規則(特に会派に関する定め)などの下位規範によって形成される状況を前提として、より具体的に会派案分比例原則を導くという規範構造を示した。

この研究成果は、民主制原理という憲法原理が議会法領域における会派案分比例原則をどのように導くかを明らかにするものであり、本研究課題の目的である「憲法原理が『議会法』領域においてどのように展開されうるかを解明すること」に資する意義を有する。とりわけ、上記の研究成果を通じて、憲法と下位規範(議事規則や選挙法)との連関的考察の必要性が示された点には、議会法領域における憲法原理の展開可能性を探求するにあたっての方法論を提示するという重要性がある。

### (2) 令和3年度

令和3年度の研究成果として、「議会法研究の方法に関する一試論」、「ドイツ連邦議会議員法2021年改正(BGBI. I 2021, S. 4650 ff.)についての覚書」、「ドイツ連邦議会議員法2021年改正と基本法」と題する報告を、それぞれ北部九州公法若手研究会にて実施した。

「議会法研究の方法に関する一試論」は、議会法を憲法学の観点から考察する際のアプローチ・方法について若干の検討を施したものである。そこでは、憲法規定や憲法原理から導出される規範的要請が議会法形成に対する規範的評価の規準となりうるという視座のもと、そうした省察層としての憲法規範の充実化を図る場合に、一定程度、所与の議会法規範を議論の立脚点とするアプローチが適切である旨を論じた。

また、「ドイツ連邦議会議員法2021年改正(BGBI. I 2021, S. 4650 ff.)についての覚書」および「ドイツ連邦議会議員法2021年改正と基本法」は、議員の副業・副収入規律について、2021年10月に施行されたドイツ連邦議会議員法(行為規範)改正の内容を素材として、ドイツ連邦憲法裁判所判例にも依拠しつつ憲法学の観点から考察したものである。同改正に至る経緯としての議員スキャンダルを整理するとともに、2005年当時の行為規範の合憲性判断が裁判官8名中4対4で分かれた判例に照らして、改正後の行為規範の内容がどのように評価されうるかの方向性を示した。

### (3) 令和4年度

令和4年度の研究成果として、まず、「議員の権利に関する日独比較の覚書」と題する報告を、大阪公法研究会において実施した。ここでは、憲法典に明文規定が置かれていない議員の諸権利について、日本の憲法学においてはそれらを憲法解釈によって導出する試みが盛んでないのに対して、ドイツにおいては憲法解釈による議員の権利の基礎づけが積極的になされている現状をみたとうえで、ドイツでの議論において憲法典上の根拠とされる連邦共和国38条1項2文(全国民の代表、自由委任)は、日本国憲法43条1項(全国民の代表)と比較・対照の余地があり、これを日本国憲法解釈の課題として提示しうることを報告した。

次に、「ドイツ連邦議会における議員の権利の覚書」と題する報告を、北部九州公法若手研究会において実施した。ドイツ連邦議会議員の地位および特典（免責特権・不逮捕特権・証言拒否権・歳費請求権・議員職引受けおよび遂行の妨害禁止など）に関するドイツ連邦共和国基本法の規定とその理解を紹介するとともに、同法に明文のない連邦議会議員の権利保障の理路を概観した。

また、「議員の副業・副収入規律の憲法的論点（１）議員の独立性の観点から」と題する論稿を、山口経済学雑誌第71巻第5・6号（2023年3月）にて公表した。同論稿は、議員の政治倫理を確立するべく法律や議院規則で設けられる行為規範につき、議員の独立性の観点から、その憲法的論点を提示するとともに検討を施すものである。とりわけ、議員の独立性を保障するドイツ連邦共和国基本法の規定とその解釈を確認することにより、本稿における検討のための実定憲法上の立脚点を確保した。また、本稿の具体的検討対象である2021年のドイツ連邦議会議員法（「行為規範」）の改正について、その背景として、政治実務上のスキャンダルの概要と、同改正と同時並行的に導入されたロビー登録簿法を紹介している。

#### （４）令和５年度

令和５年度の研究成果として、まず、前年度末に公表した「議員の副業・副収入規律の憲法的論点（１）議員の独立性の観点から」と題する論稿の続きとして、「議員の副業・副収入規律の憲法的論点（２・完）議員の独立性の観点から」山口経済学雑誌72巻1号83-110頁を公表した。本稿では、2021年改正後のドイツ連邦議会議員法の規律内容について、制定過程における連邦議会での議論をも踏まえて整理・紹介したうえで、ドイツ連邦憲法裁判所の判例の判断枠組みに照らして、同改正後の規律内容の合憲性を検討している。

次に、「与党と野党」と題する論稿を、法学館憲法研究所Law Journal第29号120-141頁にて公表した。本稿では、「与党」・「野党」という概念が日本国憲法のもとで有する規範的意義について、日本国憲法における少数派・多数派の位置づけを踏まえつつ、議会における妥協による多数派形成という視座から検討を施した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 前裕大志	4. 巻 29号
2. 論文標題 与党と野党	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法学館憲法研究所law Journal	6. 最初と最後の頁 120-141
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前裕大志	4. 巻 72巻1号
2. 論文標題 議員の副業・副収入規律の憲法的論点（2・完） 議員の独立性の観点から	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 山口経済学雑誌	6. 最初と最後の頁 83-110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前裕大志	4. 巻 71巻5・6号
2. 論文標題 議員の副業・副収入規律の憲法的論点（1） 議員の独立性の観点から	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 山口経済学雑誌	6. 最初と最後の頁 47-67
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前裕大志	4. 巻 69巻3・4号
2. 論文標題 会派案分比例原則の憲法的基礎づけ（1） ドイツ連邦憲法裁判所判例における理論構成を素材として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 山口経済学雑誌	6. 最初と最後の頁 39-70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前裕大志	4. 巻 69巻5号
2. 論文標題 会派案分比例原則の憲法的基礎づけ(2・完) ドイツ連邦憲法裁判所判例における理論構成を素材として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 山口経済学雑誌	6. 最初と最後の頁 41-71
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計10件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 前裕大志
2. 発表標題 憲法上の与党・野党論の覚書
3. 学会等名 北部九州公法若手研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 前裕大志
2. 発表標題 議員の権利に関する日独比較の覚書
3. 学会等名 大阪公法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 前裕大志
2. 発表標題 ドイツ連邦議会における議員の権利の覚書
3. 学会等名 北部九州公法若手研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 前裕大志
2. 発表標題 議会法研究の方法に関する一試論
3. 学会等名 北部九州公法若手研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 前裕大志
2. 発表標題 ドイツ連邦議会議員法 2021 年改正 (BGBl. I 2021, S. 4650 ff.) についての覚書
3. 学会等名 北部九州公法若手研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 前裕大志
2. 発表標題 ドイツ連邦議会議員法2021年改正と基本法
3. 学会等名 北部九州公法若手研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 前裕大志
2. 発表標題 ドイツ連邦議会における鏡像原則の射程についての憲法的考察
3. 学会等名 関西憲法判例研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 前裕大志
2. 発表標題 日本国憲法下における会派案分比例原則の妥当性
3. 学会等名 北部九州公法若手研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 前裕大志
2. 発表標題 議会内部規律の憲法原理的省察
3. 学会等名 大阪公法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 前裕大志
2. 発表標題 ドイツ連邦憲法裁判所判例における会派案分比例原則の理論構成の展開
3. 学会等名 北部九州公法若手研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件



8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------